最近の取組

- (1) エネルギー政策の見直しについて
- (2) 社会資本整備重点計画法の概要

エネルギー政策の見直しについて

平成 1 4年 1 1月 1 5日 平 沼 大 臣 提 出 資 料 鈴 木 大 臣 提 出 資 料

エネルギーを巡る情勢の変化

- 1. 温暖化防止のための取り組み強化の必要性 (エネルギー消費国としての責務)
- *本年6月京都議定書締結。ヨハネスブルグ・サミットで早期発効努力を宣言。
- * 我が国の温室効果ガスの9割はエネルギー 起源。2000年度のIネルギー起源CO2排出 量は90年度比 + 10%。
- *地球温暖化対策大綱の第1ステップでの取 1組みの強化が不可欠。

2.セキュリティ戦略再構築の必要性

- *原油輸入の中東依存度は9割近くまで上昇。
- *アジア諸国の中東石油への依存度も上昇。
- *流動的な中東情勢に鑑み、多面的な資源外交と共に、供給源の多角化が必要。
- 3.電力分野における 自由化の推進」と原子力発電の推進」との両立の必要性
- * エネルギーコス H低減に向け、電力・ガスの 自由化を推進。
- *原子力発電は、セキュリティおよびCO2削減 の両面から推進が必須。
- * 巨額かつ投資回収期間の長い電源への投資が進まなくなるおそれ。



< 既存予算の徹底的見直し>

約1,000億円の既存予算の削減 既存 研究開発予算の見直し 石油公団関係予 算の削減等)により右記の対策へ重点化

政策・歳出構造の見直し

1 . 歳 出 の 大 胆 な グ リ - ン 化

省エネルギー・新エネルギー対策等の抜本的拡充によるエネルギー起源CO2の排出抑制

- *新エネルギー燃料電池、太陽光発電等 導入促進
- *省エネルギー対策
- *京都メカニズム対策



経済産業省と環境省が連携して推進 石油特別会計の共管化)

2 . 天 然 ガ ス シ フ ト の 加 速 化

中東の埋蔵量シェア C02排出割合 天然ガス3割、石油約7割 石炭:石油:天然ガス=5:4:3

- *産業界の天然ガスへの燃料転換支援
- *天然ガス利用技術(GTL/DME)の開発加速(2006年 実用化を目指し、我が国の技術優位を確保)
- * 我が国周辺海域におけるメタンハイドレート (我が国の天然ガス消費の100年分が賦存の可能性)の開発促進
- *パイプラインによる天然ガスの調達・流通(例サハリン)

3.アジア諸国と連携したセキュリティ対策の構築

- *アジアのエネルギーセキュリティ包括協力 (石油備蓄制度の 整備のための政策対話、セキュリティ戦略の調査研究協力) の推進等
- *石油備蓄の効率化及びLPG国家備蓄(40日分目標、17年度から順次ガス注入)の推進

4.原子力を中心とした長期固定電源へ支援の重点化

- *原子力安全対策の抜本的強化 安全審査 保安体制の強化等)
- *自由化の制度設計の中で原子力への優先的配慮
- *原子力等の長期固定電源への支援の重点化、立地から運 転時にも重点を置いた支援への転換(wからkwhにも着目)

歳入構造(税制)の見直し

1.石 油 税 の 見 直 し

- * 今回の政策見直し(エネルギー起源CO2排出 抑制策の抜本的拡充、セキュリティ対策強化 等)を踏まえ、「負担の公平」を図る観点から負担構造を組み替え。
- 石炭を新たに課税対象に追加
- 各燃料の税負担能力や負担格差、燃料の性質等をエネルギー政策の観点から勘案しつつ税率調整

性格や内容が、CO2排出抑制を主目的とする 環境税とは異なるもの。環境税は、第2ステップに向けた検討課題。

2.電源開発促進税の見直し

* 長期固定電源への支援に重点化。 電源開発促進税について所要の減税を実施。 (発電用途の新エネルギー関連施策の多くを石 特会計で一元的に実施)

【エネルギー需要者の負担への配慮から以下を 検討】

- 段階的な実施
- 原料用石炭の取扱い

等

今回の取組みを含めて、2004年に地球温暖化対策推進法に基づいた見直しが行われることとなっている。

社会資本整備重点計画法案の概要

1. 皿罗

の措置を講ずる。 社会資本整備事業を重点的、 効果的かつ効率的に推進す るため、 社会資本整備重点計画の策定 鄉



₩

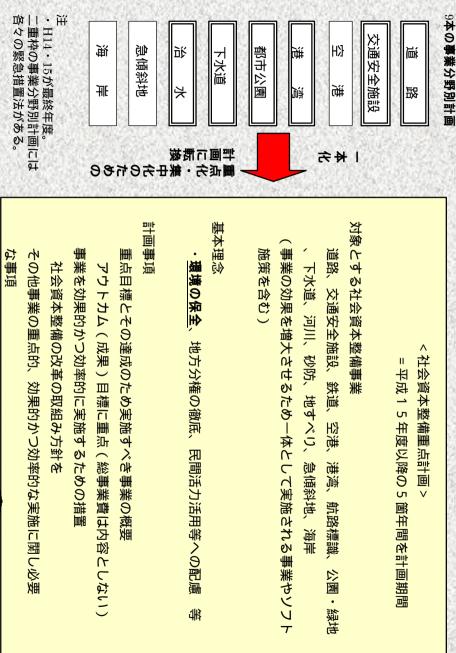
都市環境の改善、

国土の保全

팶

TL,

2 ・社会資本整備重点計画の概要



w 社会資本整備重点計画法案に ついての環境保全の観点からのポイント

環境の保全の観点からの

計画案作成

硼

、の協議

1

計画の策定

・実施プロセス

パブリック・インボルブメン 地方公共団体の意見を聴取

 τ

環境基本

調和

のための費用も含めることを規定。 重点計画の案の策定に当たって、主務大臣等から環境大臣に対しあらかじめ協議を行うことを規定 また、関連法案では、道路特定財源を充当する道路整備費用の中に「道路整備に密接に関連する環境対策事業」 重点計画は、 法案の目的に生活環境の保全を掲げるとともに、重点計画の基本理念として環境の保全を図る 環境保全に関する基本的な計画との調和が保たれたものであるべきことを規定 11 とを規定